

野洲市こどもの家

持続ある運営を考える委員会（第3期）

提 言 書



令和2年4月より開所する篠原第二こどもの家

令和2年3月

野洲市こどもの家持続ある運営を考える委員会（第3期）

目 次

1. はじめに.....	3
2. 今回の調査検討内容.....	4
(1) 季節保育料を段階的に改正した内容の確認.....	4
(2) 平成 25 年度から平成 28 年度までの利用状況・決算額の確認.....	5
(3) 平成 29 年度から平成 30 年度までの利用状況・決算額の確認.....	6
(4) 保護者負担額と市税負担額の割合を検証.....	7
(5) 保護者負担額と市税負担額の割合に係る検討内容.....	7
3. 適切な運営費負担による持続可能で安定した運営に向けて（提言）	9
4. おわりに.....	10
5. 資料編	12
(1) 委員名簿（第 3 期）	12
(2) 令和元年度野洲市こどもの家持続ある運営を考える委員会.....	13
(3) 委員会規則.....	14
(4) 委員会資料.....	16

1. はじめに

野洲市こどもの家（学童保育所）（以下「こどもの家」といいます。）の運営にあつては、平成 25 年 5 月の第 1 期野洲市こどもの家持続ある運営を考える委員会（以下「委員会」といいます。）の提言を受け、平成 27 年度から段階的に季節保育料を改正し、通年保育料と季節保育料の単価の統一が図られました。また、平成 29 年 9 月の第 2 期委員会の提言を受け、利用者ニーズに寄り添った新たな保育サービスの充実を図るため、平成 30 年度から土曜保育が実施されているところです。

そして今回、第 3 期の委員会を立ち上げ、これまでのこどもの家の利用状況や決算額を確認し、季節保育料を段階的に改正したことによって保護者負担額と市税負担額の費用バランスが図られているかを検証しました。

本編では、この検証結果を踏まえ、今後のこどもの家の運営が持続可能で安定したものとなるよう提言書としてまとめました。

この提言書が、今後のこどもの家の運営において、とりわけ学童保育料の考察を行う上で活用されることを期待します。

令和 2 年 3 月 27 日

野洲市長 山 仲 善 彰 様

野洲市こどもの家持続ある運営を考える委員会
委員長 山 本 宗 司

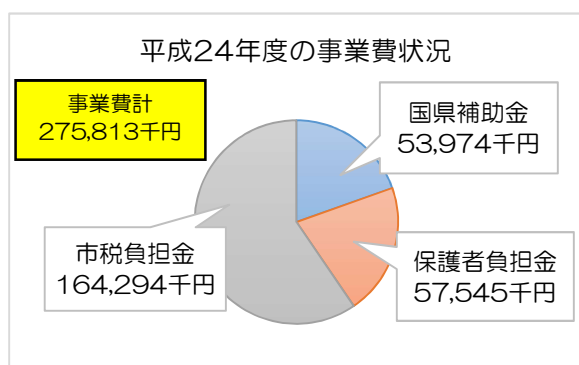
2. 今回の調査検討内容

委員会の所掌事務として、野洲市こどもの家持続ある運営を考える規則第2条第4号に「こどもの家の保育料の額等に関すること」を調査検討すると規定されていることから、今回、こどもの家の保育料（以下「学童保育料」といいます。）等の調査検討を行った。

具体的には、学童保育料の季節保育料が平成 27 年度から段階的に改正されたことから、これまでのこどもの家の利用状況や決算額を把握しつつ、直近の平成 29 年度から平成 30 年度の利用状況・決算額を確認し、各年度でのこどもの家の運営費における保護者負担金と市税負担金との割合について検証した。その内容を以下にまとめる。

（１）季節保育料を段階的に改正した内容の確認

まず、平成 24 年度の事業費状況を確認する。国県補助金は 53,974 千円、保護者負担金は 57,545 千円、市税負担金は 164,294 千円で事業費計は 275,813 千円で、保護者負担金と市税負担金との差額は 106,749 千円となっており、保護者負担金の約 2.9 倍が市税負担金となっていた。（左円グラフのとおり）



そもそも、こどもの家は、事業主体を市に変更する時の約束として、事業費から国県補助金を除いた費用分を保護者負担金と市税負担金で折半するルールでスタートした事業である。

しかしながら、前述の説明のとおり、保護者負担金と市税負担金で折半されていない状況であった。

次に、平成 24 年度当時における通年保育料と季節保育料を確認する。一年度を通した総時間から時間当たりの学童保育料を算出すると、通年保育料が 109.5 円/hr、季節保育料が 76.6 円/hr となっており、季節保育は通年保育より安価な料金で保育サービスを提供していた。（下表のとおり）

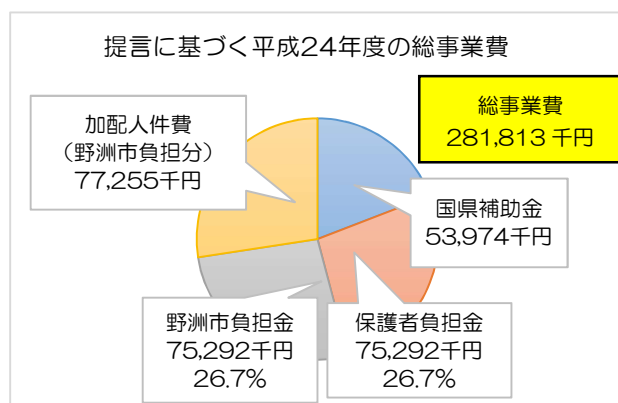
保育区分	保育時間 A	保護者負担金 B	保育単価 B/A
通年保育	1,095.5hr/年	120,000 円/年	109.5 円/hr
季節保育	522.5hr/年	40,000 円/年	76.6 円/hr

保護者負担金の不足分を市税負担金により超過負担している状況からすると、季節保育の料金サービスは過剰なものと言え、更には、同じ保育サービスを提供しているのにも関わらず、通年保育と季節保育の保育区分によって単価格差があることは不公平な状況であった。

よって、こうした状況を解消すべく、平成 25 年 5 月に委員会より、次の新しい折半ルールを提言した。

- ① 事業費には市の事務費相当額を加えたものを総事業費とする。
- ② 総事業費から国県補助金及び加配人件費を除いた事業費を折半とする。

この提言に基づき、平成 24 年度当時の事業費状況を改めて見直すと、総事業費は、事業費 275,813 千円に市の事務費相当額 6,000 千円（当時の算出額として）を加えた額が総



事業費となり、281,813 千円となる。そこから国県補助金及び加配人件費を差し引き、残額を折半すると、左円グラフのとおり 75,292 千円が保護者負担金となる。

しかし実際は、平成 24 年度保護者負担金の実績額は 57,545 千円であり、新ルールでの保護者負担金 75,292 千円と比べてみると、17,747 千円の差額（不足分）が歴然として存在していた。

そこで、平成 27 年度から季節保育料を段階的に改正し、通年保育料と季節保育料の単価の統一が図られた。（下表のとおり）

年度 月	H26 年度 (@76.6 円/h)	H27 年度 (@88.0 円/h)	H28 年度 (@99.5 円/h)	H29~H30 年度 (@109.1 円/h)
4月	5,000 円	6,000 円	7,000 円	8,000 円
7月	8,000 円	9,000 円	9,000 円	9,000 円
8月	15,000 円	16,000 円	19,000 円	22,000 円
12月	3,000 円	4,000 円	5,000 円	6,000 円
1月	3,000 円	4,000 円	4,000 円	4,000 円
3月	6,000 円	7,000 円	8,000 円	8,000 円
計	40,000 円	46,000 円	52,000 円	57,000 円

（２）平成 25 年度から平成 28 年度までの利用状況・決算額の確認

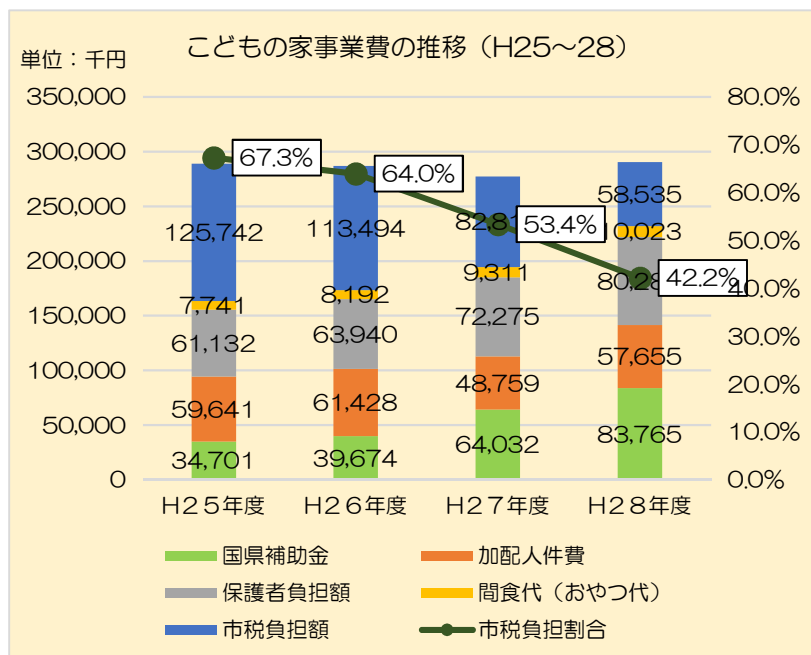
これまでのこどもの家の利用状況や決算額を把握するため、まずは平成 25 年度から平成 28 年度までの分を確認する。

利用状況では、下表のとおり、学童利用者数は年々増加傾向で、平成 28 年度では平成 25 年度から 197 人、約 1.27 倍の増加となっている。

	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度
学童利用者数 (人)	736	800	843	933
通年保育利用者数 (人)	508	539	618	672
季節保育利用者数 (人)	228	261	225	261

※いずれも 5 月 1 日時点で、運営受託者である野洲市社会福祉協議会の報告より

決算額では、下表のとおり、国県補助金は平成 27 年度よりスタートした子ども・子育て支援新制度により大きく増加し、保護者負担額については利用児童数の増加、平成 27 年度



からの季節保育料の改正により増加傾向となっている。こうしたことから、市税負担割合は平成 25 年度の 67.3%から平成 28 年度には 42.2%と推移している。（左棒グラフのとおり）

※各年度の事業費は、新しい折半ルールに基づき、事務費相当額を加えている。

※国県補助金は、新しい折半ルールに基づき、加配人件費を除いた国県補助金の額としている。

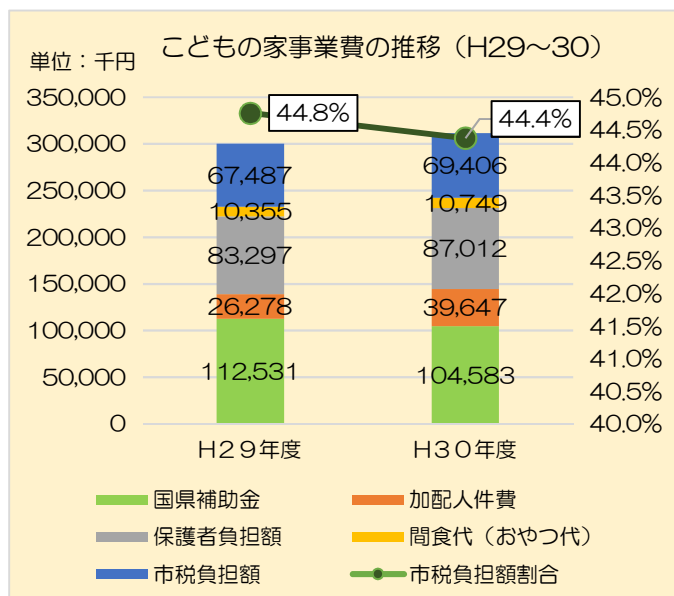
（３）平成 29 年度から平成 30 年度までの利用状況・決算額の確認

次に、直近の平成 29 年度から平成 30 年度の利用状況・決算額を確認する。

	H29年度	H30年度
学童利用者数（人）	953	994
通年保育利用者数（人）	683	728
季節保育利用者数（人）	270	266

利用状況では、通年保育利用者が増え、学童利用者数は 1,000 人近くとなっており、増加している。（左表のとおり）

※いずれも 5 月 1 日時点で、運営受託者である野洲市社会福祉協議会の報告より



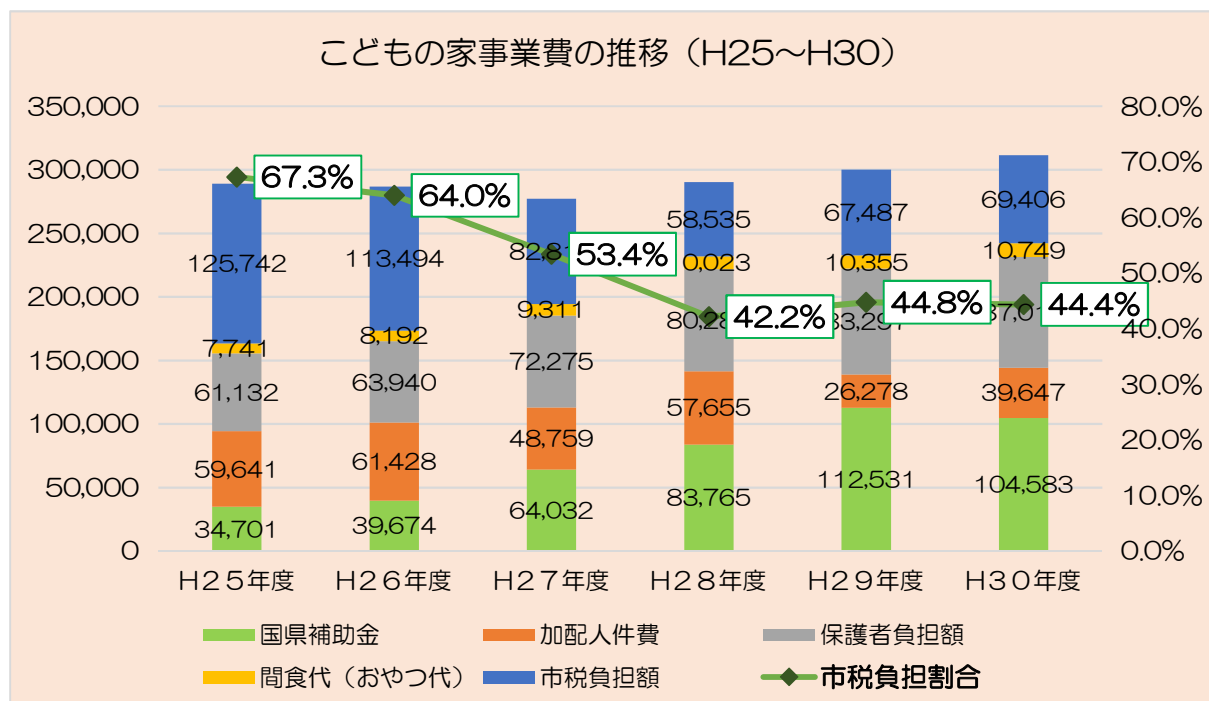
決算額では、平成 30 年度からの土曜開所等により総事業費は増加しており、また利用児童数の増加により保護者負担額も増加している。市税負担割合は、平成 29 年度で 44.8%、平成 30 年度で 44.4%となっており、その差は 0.4 ポイントでほぼ変わっていない。（左図のとおり）

※各年度の事業費は、新しい折半ルールに基づき、事務費相当額を加えている。

※国県補助金は、新しい折半ルールに基づき、加配人件費を除いた国県補助金の額としている。

（４）保護者負担額と市税負担額の割合を検証

こどもの家の事業費の決算額について（２）及び（３）で確認したが、その推移を改めて確認すると、下記の棒グラフと折れ線グラフのとおりとなる。



季節保育料の改正前の平成 26 年度までは市税負担割合が 60%を超えていたが、季節保育料の改正や子ども・子育て支援新制度が始まった平成 27 年度は、市税負担割合は 50%強となっている。そして、平成 28 年度からは 50%を若干下回っている。この要因としては、学童保育指導員の年度途中での退職や育児休業等の欠員を非常勤職員で補ったこと等、市税負担額が減少したことによる。

（５）保護者負担額と市税負担額の割合に係る検討内容

ここで、保護者負担額と市税負担額の割合について、以下の（ア）～（ウ）を検討する。

（ア）今後必要となる経費

まず、今後必要となる経費「学童保育指導員退職積立掛金」について検討する。2020 年 4 月 1 日から施行される「短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律」により、令和 2 年度から学童保育指導員のフルタイム常勤職員に退職積立掛金として 1,500 万円以上／年必要となる。これを、仮に平成 30 年度の事業費実績に当該費用 1,500 万円を含めて算出すると、市税負担割合は 49.2%となる。

さらに、こどもの家を持続的に運営する上で、学童保育指導員の処遇改善に係る人件費や、老朽化した施設の維持管理費も今後必要となる経費として挙げられる。

(イ) 施設整備費に係る起債の償還金

次に、「こどもの家施設整備費に係る起債の償還金」について検討する。平成31年度末現在で、こどもの家の整備に係る起債（いわゆる借金）残高は約2億2,760万円となっている。これに係る償還（いわゆる返済）額は、交付税措置はあるものの、令和2年度は約2,480万円で、令和3年度以降は約2,050万円となる。この償還金は市税負担であるが、これを保護者負担額と市税負担額の割合に算入するのは、そもそもの折半ルールには含まれない考え方であるので参考とするが、こどもの家の持続ある運営を考えていく上では、充分に検討する必要がある。

(ウ) 施設更新時における必要額

次に、「施設更新時における必要額」について検討する。今後こどもの家を更新し整備する場合、子育て支援施設の建替え単価（解体費含む）を33万円/㎡（総務省公表の一般財団法人地域総合整備財団による公共施設等更新費用試算ソフトより）とすると、500㎡規模（現在の祇王第三～第六こどもの家程度）であれば、約1億6,500万円が必要となる。ただし、国県補助金や起債により単年度での必要額を算出すると、約3,670万円となる。この必要額についても市税負担であるが、これを保護者負担額と市税負担額の割合に算入するのは、そもそもの折半ルールには含まれない考え方であるので、こちらも参考とするが、こどもの家の持続ある運営を考えていく上では、充分に検討する必要がある。

以上、こどもの家の事業費の推移を確認し、保護者負担額と市税負担額の割合に係る検討を行ったところ、市税負担割合は概ね50%になっていると言える。

3. 適切な運営費負担による持続可能で安定した運営に向けて（提言）

こどもの家の運営が持続可能で安定したものになるためには、保護者負担額と市税負担額の適切な費用バランスを確保することが必要である。そして今回、調査検討・検証した結果、市税負担割合は概ね 50%になっており、新しい折半ルールの下で、事業費は折半されていると言える。

今後も保護者負担額と市税負担額がバランスを保ち、それぞれが適切に運営費を負担し、こどもの家の運営が持続可能で安定したものとなるよう、次のとおり提言する。

- ① 保護者負担と市税負担は概ね折半されているので、現段階で学童保育料を改正する必要はない。
- ② 保護者負担額と市税負担額がバランスを保っているかどうか、今後も定期的に確認されたい。
- ③ 今後も入所希望する小学校 1 年生から 6 年生までの児童を受け入れ、待機児童ゼロを維持しつつ、学童保育指導員の適正な配置や特別支援児への支援等、量と質の確保に努められたい。
- ④ 今後見込まれる費用負担により、学童保育料について検討する際には、こどもの家が持続ある運営となることを前提に慎重に検討されたい。

4. おわりに

委員会では、平成 27 年度以降に改正された学童保育料により、こどもの家の事業費における保護者負担額と市税負担額との費用バランスが適切なものとなっているかを検証し、こどもの家の運営が持続可能で安定したものとなるよう提言書としてまとめました。

こどもの家の利用者が増加傾向であることを踏まえると、今後ますます学童保育に対するニーズは高まることが推測されることから、本提言書が、こどもの家の持続ある運営を考える際の参考となりますことを期待して提言の結びとします。

5. 資料編

(1) 委員名簿（第3期）

野洲市こどもの家持続ある運営を考える委員会名簿（第3期）

（令和2年1月1日現在）

委員任期：令和2年1月1日～所掌事務について市長に意見を述べる日

		氏 名	所 属 等
第3条第2項第1号委員 (学識経験のある者)	1	田中 理司	滋賀県社会保険労務士会代表
	2	大石 孝太郎	滋賀県中小企業診断士協会代表
第3条第2項第2号委員 (教育関係者)	3	山本 宗司	野洲市校長会代表 (北野小学校校長)
第3条第2項第3号委員 (保護者代表)	4	岸本 ひろみ	野洲市学童保育連絡協議会代表 (三上こどもの家保護者会長)
第3条第2項第4号委員 (公募委員)	5	原田 直樹	公募
第3条第2項第5号委員 (市長が必要と認めた者)	6	石塚 健一	野洲市自治連合会代表 (辻町自治会長)
	7	浦谷 ふみ子	野洲市民生委員児童委員協議会代表

(2) 令和元年度野洲市こどもの家持続ある運営を考える委員会

【第1回】

日時	場所	出席委員	内容
令和2年1月29日 10時00分 ～11時45分	人権センター 交流研修室	委員7名	(1) 委員長及び副委員長の選出について (2) 野洲市こどもの家(学童保育所)平成29年度から平成30年度の利用状況・決算額の検証等について

【第2回】

日時	場所	出席委員	内容
令和2年3月27日 10時00分 ～正午	市役所本館 庁議室	委員7名	(1) 野洲市こどもの家持続ある運営を考える委員会(第3期)からの提言について

(3) 委員会規則

野洲市こどもの家持続ある運営を考える委員会規則

平成24年11月5日

規則第29号

改正 平成25年3月29日規則第2号

平成29年3月1日規則第4号

(趣旨)

第1条 この規則は、野洲市こどもの家条例（平成17年野洲市条例第27号）第14条第2項の規定に基づき、野洲市こどもの家持続ある運営を考える委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（平29規則4・一部改正）

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について調査検討する。

- (1) こどもの家の事業に関すること。
- (2) こどもの家の指定管理者による管理及び業務に関すること。
- (3) こどもの家の入所対象児童及び入所許可基準等に関すること。
- (4) こどもの家の保育料の額等に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長がこどもの家の運営上必要と認める事項に関すること。

2 委員会は、前項に規定する事項に関し、市長に意見を述べることができる。

(組織)

第3条 委員会は、委員15名以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者の中から市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 教育関係者
- (3) こどもの家に入所している児童の保護者
- (4) 市民（こどもの家に入所している児童又は入所を予定している児童の保護者及び同居の親族を除く。）
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、第2条に規定する所掌事務について市長に意見を述べる日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に、委員長及び副委員長1人を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選によってこれを定める。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務

を代理する。

（会議）

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集する。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ、開くことができない。

3 会議の議長は、委員長が当たる。

4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見を求めることができる。

（会議の公開）

第7条 委員会は、原則公開とする。ただし、委員長が、次の各号のいずれかに該当すると認めた場合は、会議の全部又は一部を非公開とすることができる。

(1) 公開することにより、公正かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められる場合

(2) 特定の者に不当な利益又は不利益をもたらすおそれがあると認められる場合

(3) 議案に個人情報が含まれる場合

（傍聴）

第8条 会議を傍聴しようとする者（以下「傍聴人」という。）は、所定の用紙に自己の住所氏名を記入し、係員の指示及び傍聴人の守るべき事項を遵守しなければならない。

2 傍聴人の定員は、会場等の規模に応じて委員長がその都度定める。この場合において、傍聴人の数を規制する必要があるときは、先着順とする。

3 傍聴人は、傍聴席において写真、ビデオ等により撮影し、又は録音等をしてはならない。ただし、事前に委員長の許可を得た場合は、この限りでない。

4 傍聴人が前3項に違反するときは、議長は、これを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

（庶務）

第9条 委員会の庶務は、健康福祉部こども課において処理する。

（平25規則2・一部改正）

（その他）

第10条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（平成25年規則第2号）

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

付 則（平成29年規則第4号）

この規則は、公布の日から施行する。

(4) 委員会資料

①. 令和2年1月29日（水）の資料

- 令和元年度 第1回 野洲市こどもの家持続ある運営を考える委員会
検討資料……………別添資料

②. 令和2年3月27日（金）の資料

- 令和元年度 第2回 野洲市こどもの家持続ある運営を考える委員会
本提言書（案）